

## 鈴鹿工業高等専門学校ネーミングライツ事業公募要領（第2回）

鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「本校ネーミングライツ事業規則」及び「ネーミングライツ事業ガイドライン」に基づき、本校の保有する施設等の有効活用を通じて、法人及び法人以外の団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）との連携の機会を拡大するとともに、財務基盤強化による教育・研究環境の向上を図ることを目的として、ネーミングライツ事業を実施する法人等を以下のとおり公募します。

### 1. ネーミングライツ事業とは

契約（協定書）により、本校が法人等に本校の対象施設等の愛称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された法人等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

### 2. 対象施設等

#### (1) スペース指定型（※企業等 PR 用の表示として、最大規格 縦 0.6m×横 3.0を想定）

- 対象施設名：①生物応用化学科・教室棟 1 階 第 1 合併講義室（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：②生物応用化学科・教室棟 1 階 第 2 合併講義室（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：③生物応用化学科・教室棟 1 階 第 1 学年機械工学科クラスルーム（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：④生物応用化学科・教室棟 1 階 第 1 学年電気電子工学科クラスルーム  
（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑤生物応用化学科・教室棟 1 階 第 1 学年電子情報工学科クラスルーム  
（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑥生物応用化学科・教室棟 1 階第 1 学年生物応用化学科クラスルーム  
（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑦生物応用化学科・教室棟 2 階 第 2 講義室（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑧生物応用化学科・教室棟 2 階 第 1 学年材料工学科クラスルーム（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑨生物応用化学科・教室棟 2 階 第 2 学年機械工学科クラスルーム（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑩生物応用化学科・教室棟 2 階 第 2 学年電気電子工学科クラスルーム  
（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑪生物応用化学科・教室棟 2 階 第 2 学年電子情報工学科クラスルーム  
（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑫生物応用化学科・教室棟 3 階 第 3 合併講義室（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑬生物応用化学科・教室棟 3 階 第 2 学年生物応用化学科クラスルーム  
（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑭生物応用化学科・教室棟 3 階 第 2 学年材料工学科クラスルーム（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑮生物応用化学科・教室棟 3 階 第 3 学年材料工学科クラスルーム（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑯生物応用化学科・教室棟 3 階 第 4 学年材料工学科クラスルーム（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑰生物応用化学科・教室棟 3 階 第 5 学年材料工学科クラスルーム（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑱イノベーション交流プラザ 1 階 起業家工房 A（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）  
：⑲イノベーション交流プラザ 1 階 起業家工房 B（最大面積 1.8m<sup>2</sup>）

施設概要：生物応用化学科・教室棟 1 階～3 階の講義室は、学生が授業として利用されており、学生の交流イベントや学外機関主体となて行うイベントなどにも利用されているスペースとなります。

：イノベーション交流プラザ1階の起業家工房は、学生及び教職員のスタートアップ教育の充実に寄与するための中心的な役割を担い、特に学生に対するスタートアップ教育及び起業を援助するための設備を備えるスペースとなります。

その他：法人等は、上記に示す対象施設①～⑲のいずれか一つを選択し、応募してください。

## (2) 提案広告型

対象施設名：ガイドラインに記載する全ての施設等を対象としますが、執務室、教員室、研究室、実験関連諸室、管理関係諸室、倉庫、便所、設備室などの教育・研究スペース（講義室等を除く）や管理スペースなどは、原則、対象外とします。また、上記 2. (1) に記載した対象施設等も対象外とします。

## 3. 命名権等の付与期間及び命名権料

- ① 命名権等の付与期間：スペース指定型 原則 3 年以上 5 年以内（付与期間内で更新可能）  
：提案広告型 原則 1 年以上 5 年以内（付与期間内で更新可能）  
② 命名権料の基準価格：スペース指定型

上記 2. (1) ①～⑨に記載する 1 施設 1 箇所に対し、ガイドラインに記載されている m<sup>2</sup> 数に応じて年総額約 400 千円/年から約 1,100 千円/年（消費税及び地方消費税は別途）としますが、その年総額は本校の希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価します。

：提案広告型：

| パネルサイズ  | 基準価格（年間）<br>※消費税抜き | 備 考 |
|---------|--------------------|-----|
| A2 版    | 10 万円              |     |
| A3 版    | 5 万円               |     |
| その他サイズ等 | 要協議                |     |

：その他

本件公募に関する設置等の費用も、本公募要領 P4「7. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担」に記載のとおり、法人等（申請者）の負担とします。

## 4. 応募方法

### (1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙 1）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ その他公募要領において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）

### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出

### (3) 応募期限

令和 8 年 8 月 21 日（金）12 時まで ※延長の可能性有り 郵送の場合は必着

### (4) 提出先

鈴鹿工業高等専門学校 総務課 総務企画係  
〒510-0294 三重県鈴鹿市白子町

## 5. 応募資格

以下の各号に該当しない法人等が応募できるものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 23 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと本校が認めるもの

## 6. 命名権等の付与について

### (1) 愛称等

- ① 命名する愛称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 本校の施設にふさわしい愛称等として、以下に該当するものは使用できません。
  - 1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - 2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - 3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - 4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - 5) 社会問題についての主義主張のあるもの
  - 6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - 7) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
  - 8) 本校の信用又は品位を害するおそれがあるもの
  - 9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - 10) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
  - 11) たばこの広告又は喫煙を促すもの
  - 12) アルコール飲料の広告又は飲酒を促すもの
  - 13) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
  - 14) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
  - 15) その他愛称等として適当でないと本校が認めるもの

- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず、愛称等を命名することとし、原則、契約（協定）期間中は愛称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を併用させて頂くことがあります。

### (2) ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本校と協議が必要です。
- ② 本校の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。

- ③ ネーミングライツパートナーは、本校のネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ 学内で行われるイベント等で学内関係者（学生を含む。）や学外者に開催案内を行う際は、ネーミングライツパートナーが申請し、本校が認めた愛称を積極的に使用することとします。
- ⑤ その他、希望される附帯条件等があれば応募時に提案することができます。

## 7. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権等の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担願います）。
- ② 使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約（協定）期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約（協定書）締結後に作成する本校広報誌及び公式ウェブサイト等への掲載は、本校の負担により行います。

## 8. 現場説明

現場説明等を希望される場合は、以下の問合せ先までご連絡ください。

## 9. 選考方法

選定は本校の運営会議の議を経て、校長が決定しますが、その過程においては、応募資格、愛称等、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約（協定）期間等を基に総合的に判断します。また、応募者が1者のみの場合も、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうかを判断します。

## 10. 選考結果の通知

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、ネーミングライツパートナーを選考しないこととします。

### 11. 契約（協定書）の締結

本校は、ネーミングライツパートナーの決定を通知した法人等と命名権の契約（協定書）を締結します。正式に契約（協定書）を締結した後、その法人等名、施設等の愛称等、命名権料、契約（協定）期間等を公表します。ただし、命名権料については、ネーミングライツパートナーが非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

### 12. ネーミングライツ料の納入

原則、本校が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括で納入することになります。ただし、初年度分については協議のうえ、決定します。

### 13. リスクの分散

設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称等が第三者の商標権を侵害した場合等、設定した愛称等に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

### 14. 契約（協定書）の解除

ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約（協定書）を解除することができます。この場合、契約（協定書）解除に伴う原状回

復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき
  - ② 法令、本校の規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき
  - ③ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
  - ④ ネーミングライツパートナーより契約（協定書）解除の申出があったとき
  - ⑤ その他校長がネーミングライツパートナーの決定の取消し又は契約（協定書）の解除が必要であると認めるとき
- ※⑤により契約（協定書）を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議するものとします。

#### 1 5. その他留意事項

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は返還しません。
- ③ 提出された書類は必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法定の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

#### 1 6. 問合せ先

制度に関すること（総務企画係）

TEL：059-368-1717

Mail：chiiki@jim.suzuka-ct.ac.jp

対象施設に関すること（施設係）

TEL：059-368-1725

Mail：shisetsu@jim.suzuka-ct.ac.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

申込者  
住 所  
名 称  
代表者

ネーミングライツ事業申込書

鈴鹿工業高等専門学校におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

|                                 |                                                                                                           |  |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 分 類                             | <input checked="" type="checkbox"/> 施設指定型 <input type="checkbox"/> スペース指定型 <input type="checkbox"/> 提案広告型 |  |
| 施設等名（室名、箇所等）                    |                                                                                                           |  |
| 応募の趣旨                           |                                                                                                           |  |
| 愛称等の案<br>(提案広告型は省略)             | ※デザイン等は別途添付                                                                                               |  |
| 愛称等の理由<br>(提案広告型は省略)            |                                                                                                           |  |
| 希望ネーミングライツ料<br>(提案広告型は3.②に記載の額) | 円（年額／税別）                                                                                                  |  |
| 希望期間                            | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで                                                                                    |  |
| 連絡先                             | 担当者氏名                                                                                                     |  |
|                                 | 電話                                                                                                        |  |
|                                 | FAX                                                                                                       |  |
|                                 | E-mail                                                                                                    |  |

(関係書類)

- (1) 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) その他公募要領において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）